

平成28年度第2回さぬき市高齢者虐待防止ネットワーク会議 会議要旨（要約）

- 1 日 時 平成29年1月26日（木） 14:00～15:00
- 2 場 所 さぬき市福祉事務所2階201・202会議室
- 3 出席者 [委 員] 十河章・山下博史・時岡信一・六車正徳・森浩之輔・中西健・武丸  
真人・猪塚益栄・間嶋賀津子・松下肇・石原均・高崎通・山本孝広  
[事務局] 東直行・國方秀樹・高橋真理恵  
[傍 聴] 1名  
[その他] なし
- 4 議 題 (1) 平成28年度さぬき市高齢者虐待防止・対応における相談・活動報告  
について  
(2) 平成29年度さぬき市高齢者虐待防止・対応における相談・活動計画  
(案) について  
(3) 事例紹介
- 5 その他 次回開催について

6 会議の内容は次のとおりである。

発言者	意見概要
(事務局)	<p>ただ今より、平成年 28 年度第 2 回さぬき市高齢者虐待防止ネットワーク会議を開会します。開会にあたり、健康福祉部長よりご挨拶申し上げます。</p> <p>(部長挨拶)</p> <p>続きまして、前回の会議から変更となった委員の紹介をさせていただきます。</p> <p>さぬき市高齢者虐待防止ネットワーク会議設置要綱第 4 条に基づき、会長は健康福祉部長が務めさせていただきます、本会は会長が議長となることから以後よろしく申し上げます。</p>
(議長)	<p>それでは、これより議事に移ります。</p> <p>まず、平成 28 年度さぬき市高齢者虐待防止・対応における相談・活動報告について事務局より説明をお願いします。</p> <p>(事務局説明 議題(1))</p>
(議長)	<p>ただいまの説明について、意見・質問等ございませんか。</p>
(委員)	<p>研修会についてです。認知症サポーター養成講座の講師の 3 分の 1 を同じ事業所の職員が占めています。講師の資格や年間の講師の養成状況はどうなっていますか。大勢いて偏っているのか、少ない中でお互いが協力して活動しているのか。</p>
(事務局)	<p>講師役であるキャラバン・メイトの養成は、香川県が年 1 回行っています。1 日の研修です。さぬき市では平成 22 年度から 28 年までの間に合計 86 名の方がキャラバン・メイト養成講座を受講されています。平成 28 年度を受講者は 7 名で、毎年同程度の人数です。平成 23 年度にはさぬき市主催でキャラバン・メイト養成講座を開催したので、登録人数は多いですが、受講した方の全てが講師として活動できる方ではありません。実際に地域で定期的に活動されているのは、地域包括支援センターの職員を合わせて 10 名程度です。</p>
(委員)	<p>権利擁護に関する研修会の大半を認知症サポーター養成講座が占めていますが、活動しているキャラバン・メイトや講座の実施対象が単調になっていないでしょうか。活動者が偏ると講座の内容が単調になってしまいます。</p>
(議長)	<p>ご意見ありがとうございます。講師の引き受け手の問題はあるようですが、色々な方が講師として活動し講座内容を工夫することで、活動の裾野が広がります。今後の取り組みに生かしてもらいたいと思います。</p>

(議 長)	<p>続きまして、平成 29 年度さぬき市高齢者虐待防止・対応における相談・活動計画（案）について事務局より説明をお願いします。</p> <p>（事務局説明 議題（2））</p>
	<p>ただいまの説明について、意見・質問等ございませんか。</p>
(委 員)	<p>来年度の取り組みである市民後見人養成についてです。新しい概念ですが従来の成年後見制度とどう違いますか。どんな取り組みをするのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>現在は家族のほか、専門職として弁護士、行政書士、社会福祉士等が成年後見業務を行っています。より地域で本人の生活に根ざした支援ができるよう、新たな担い手として後見業務に理解のある市民に研修を受けてもらい、後見人として養成します。</p>
(委 員)	<p>後見人の裾野を広げるのは良いですが、私が経験した事例から、一種の虐待と言える事態が起きないか不安があります。認知症の本人に（同居の）家族がいなくなってから、親族と不動産を扱う知人が関わるようになり、判断力の無い本人の不動産を不当に売買した例があります。</p> <p>弁護士や司法書士の資格者は不法行為による資格剥奪などあるので、信頼できると思います。しかし、公的な資格でない一般に研修を受けた方が専門職と同等の役割を負うようになると、セルフコントロールが効くのか。事例のように事件性があつた場合、財産の保証が可能なのか気になります。</p>
(事務局)	<p>市民後見人が担当する事例は、親族間に紛争性のない事例、日常生活上でのサポートが重要な方を想定しています。また、初めから市民後見人として 1 人で活動するのではなく、社会福祉協議会で行っている法人後見の中で活動するところから始め、経験を積んで自立することを目指します。</p>
(委 員)	<p>取り組みを否定しているわけではありません。高齢者には認知症の方も多く、本人の年金や生活保護費などを家族が勝手に使う傾向があります。家族内の問題に部外者が介入することは難しいです。</p> <p>資料の「相談者（虐待の通報をした人）」の部分を見ると、虐待を受けている認知症の本人や虐待している家族からの相談は少ないでしょう。周辺の誰かが通報することになるだろうが、住民が虐待防止のネットワークにどう絡んでいくかという視点で考えています。認知症サポーター養成にも言えることですが、事件性がある前に、虐待のグレーゾーンである疑わしい時期から早期発見される仕組みが地域に必要ではないでしょうか。研修を受けた住民が、虐待発生の抑止力となればよいと思います。</p> <p>また、市民後見人による後見業務の場合は、財産管理を相互チェックする仕組みや養成された市民後見人への研修など、精緻に組み立てる必要があると思います。</p>

(事務局)	<p>市民後見人について補足です。専門職後見人の方が活動する中で、連絡を受けてすぐ動けない状態があります。急に困って連絡をもらい、少額の預金を引き出す、など身近で生活をサポートする人を市民後見人として育成します。困難が予想されるケースは、従来どおり専門職後見や法人後見で進めます。市民後見人はボランティアに近い性格であるので、責任の重い業務は大変です。活動に際しては専門家の方に相談させていただきたいと思います。</p>
(委員)	<p>何名くらい養成予定ですか。</p>
(事務局)	<p>新年度に 20 名程度の養成を検討しています。</p>
(委員)	<p>専門職の補助的に動く方が多く必要だというのはわかります。複数で接するなど、適切な相互チェック、領収書チェックなど、不祥事の起こらない仕組み作りに期待します。</p>
(事務局)	<p>専門職の立場からご意見をお願いします。</p>
(委員)	<p>(弁護士より)</p> <p>一般的な不祥事対策について家庭裁判所でも考えています。例えば、大きな財産を持っている場合は信託制度を使います。大きな財産を信託銀行に預け、小額の財産を親族が管理することで、本人の財産の損失を防止します。最近では 1000 万円程の預貯金があれば信託制度を使う傾向が多いです。また、親族が大きな財産管理を嫌がり、制度利用を希望される場合もあります。その他、親族による後見が危ういと思われる方には、後見監督人（専門職が多い）が選任され、定期的に後見人の活動をチェックすることになります。</p> <p>市民後見人は大きな財産のある方を想定していませんし、財産があっても信託制度を利用し、小額のみ管理することができます。また、後見活動をするとならば年 1 回必ず家庭裁判所に活動報告が必要なので、保管した領収書を添付するなど、今後も報告の際に指導があると思います。</p>
(委員)	<p>(司法書士より)</p> <p>裁判所では先ほどのような不祥事対策を取っていますし、そもそも後見人は、親族でも専門職でも市民でも、家庭裁判所が審判により任命します。親族トラブルがあり訴訟沙汰になりかねないような事例は弁護士に、福祉的配慮が必要な方は社会福祉士や社会福祉協議会に、中間的なケースは司法書士に、など選任の際はそれぞれの事情に考慮して判断しています。昨今は専門職の横領事件もあるため、かなり対策が取られていることをご理解ください。後見人の手が足りていないのが実情であり、意識の高い一般市民の方を後見人として養成し、後見制度に協力いただければと思います。</p> <p>私からも質問です。市民後見人の養成講座の内容はまだ具体的ではない</p>

	<p>ということですが、講座の開始時期や期間はどの程度でしょうか。また、養成目標を 20 名としたのはどうしてでしょうか。多いと思いましたので。</p>
(事務局)	<p>あくまで予定ですが、まず県の開催する基礎研修受講後に、市が実施する実務研修を受講いただこうと考えています。実務研修は社会福祉協議会に委託する予定です。基礎研修の開催が秋ですので、養成講座の終了は 11 月頃ではないでしょうか。また、目標は 20 名としていますが、過去に養成された市の情報では、受講を終えた後、実際に活動することに不安を感じる方もいると聞いています。関係機関に様々な形で講座を周知して 20 名程度の方に講座を受講いただきたいと考えています。現実的に活動される方は 10 名などに減るかもしれませんが、将来に向け、知識を持った方を育成していく必要があると考えています。</p>
(委員)	<p>市民後見人の報酬についてはどうお考えですか。完全なボランティアとして一切報酬を認めない自治体もあれば、ある程度認めている自治体もあると聞いています。</p>
(事務局)	<p>市民後見人活動はボランティアであり、一般的に報酬は支払われませんが、実費の必要な部分には費用弁償が発生すると聞いています。平成 29 年度は社会福祉協議会の実施する法人後見業務の中での活動を考えており、市民後見人への報酬や額につきましては、他市他自治体の状況も参考にしながら今後検討していきたいと思います。</p>
(委員)	<p>(社会福祉士より)</p> <p>香川県の市民後見人養成状況についてお伝えします。今は坂出市と丸亀市に市民後見人として活動している方がいらっしゃいます。活動の金型は社協の法人後見のスタッフです。法人後見の中で 1 人の方を担当してもらい後見業務を学び、ある程度自立した活動が可能だと判断すれば市民後見に移行します。後見人変更の際には家庭裁判所の審判が必要になります。坂出市はある程度の人数が、丸亀市は 2 名程が活動しています。どちらの市も市民後見人に対し、毎年フォローアップ研修を行っています。市民後見人を養成することは、フォローアップを続けていくことが原則だと思います。その点では、市民後見人による不祥事などの心配は少ないと思います。</p>
(議長)	<p>市民後見人制度への質問から、それぞれの分野の専門家の立場から積極的な意見をいただきましてありがとうございます。新たな取り組みを進めていきますので、貴重なご意見を生かして精度を高める取り組みをしたいと考えています。</p> <p>〔議題（3）に関する会議資料及び会議録については非公開〕</p>

(議 長)	本日の議事案件については、これを以って終了させていただきます。
(事務局)	(事務局説明 その他) 続きまして、次回会議の開催についてでございます。 次回の会議は平成29年7月末頃に行います。 以上をもちまして、閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。今後ともよろしく申し上げます。 (課長挨拶)